

令和4年5月6日

お客様各位

株式会社システムクレオ
営業統括本部長 浦川 彰

令和4年診療報酬記載要領(選択式コメント)の対応について

拝啓 貴院、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましてご案内申し上げます。

先日、「別表1 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧」(以下、「別表1」という)の経過措置の対象となるコメントの解釈についてご案内したところでございますが、厚生労働省から出されている「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」のなかで、「別表Ⅰ(令和4年4月1日適用の旨が表示されたコードに限る。)、別表Ⅱ及び別表Ⅲのコードについては、令和4年10月診療分以降に選択するものとして差し支えないこと。」とされています。また、「疑義解釈資料の送付について(その1)」のなかで、「令和4年9月診療分までは文言のとおり記載する必要はないが、その旨が分かる記載又は当該診療行為に係る記載項目であることが分かる記載とすること」と明記されています。以上のことから、別表2及び別表3についても同様にコメントの記載が必要と判断致しました。

つきましては、別表2及び別表3の記載事項に該当する場合についてもコメントの入力をお願い致します。なお、開発元からのマスタが未配信のため、フリーコメント等で入力頂きますようお願い致します。別表2及び別表3に該当するコメントが必要な医療機関様で、すでにレセプト送信済みの医療機関様につきましては、大変お手数ですが、審査支払機関へお問い合わせ頂きますようお願い致します。

敬具